

東京

通信

Vol. 36

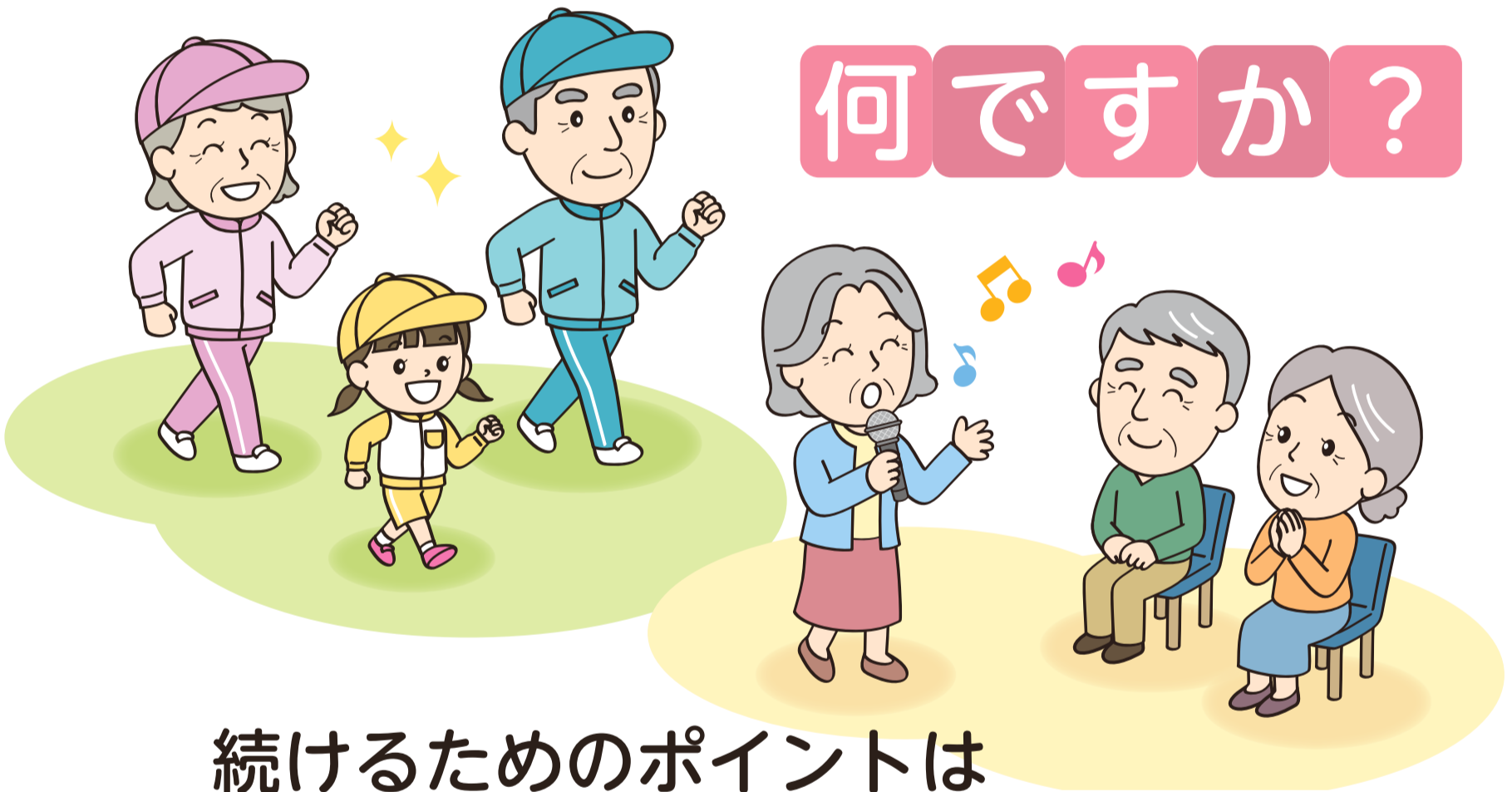
東京都後期高齢者医療広域連合
東京都後期高齢者医療広域連合は、後期
高齢者医療制度を運営する特別地方公
共団体(自治体)です。

令和6年(2024年)
3月9日発行

好きなこと

続けたいことは

何ですか？



続けるためのポイントは

健康長寿

特集

「健康長寿」に必要な

P.2へ

健康診査 + フレイル予防

今号の
主な
記事

「マイナンバーカード」を
保険証としてぜひお使いください!

P.3

令和6・7年度の保険料率が決定しました

P.4
P.5

医療費が高額になったとき、
高額療養費制度があります

P.6

医療と介護を合わせた自己負担額が高額になったとき、
高額介護合算療養費制度があります

P.7

特集

健康診査＋フレイル予防

健康長寿を目指しましょう！

健康診査を受診しましょう！

生活習慣病を
早期に発見し、
重症化の予防を
図りましょう。



被保険者の方は、年に1回、健康診査を受けることができます。

対象者

後期高齢者医療制度に加入している方
※養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム等の施設に入所・入居している方や、病院等に入院中の方は対象とならない場合があります。



受診方法など、詳しくはお住まいの市区町村にお問合せください。

健診項目

1 診察(問診・計測・血圧測定など) 2 血液検査 3 尿検査

費用

自己負担金 500円 ※市区町村により自己負担金がかからない場合があります。

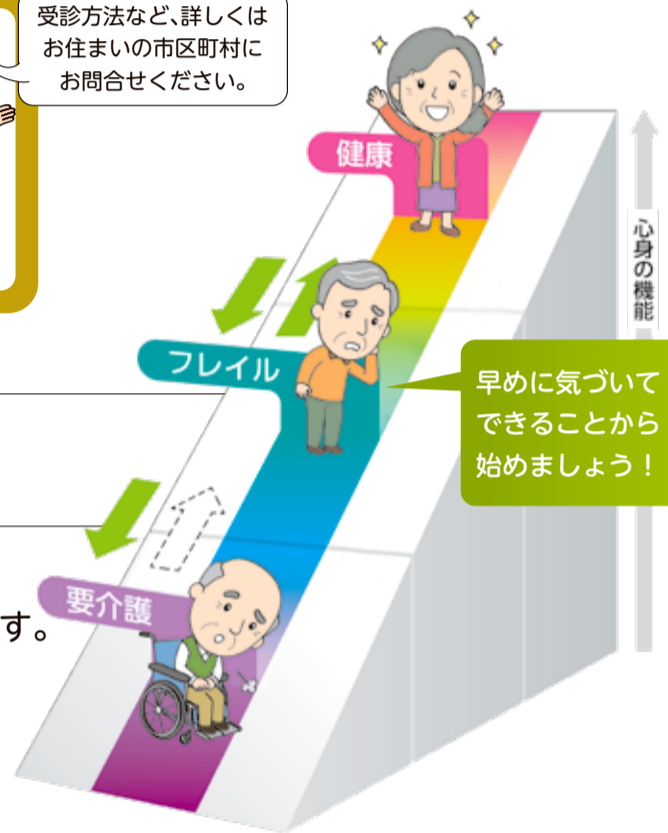
フレイルとは？

フレイルをご存知ですか？

年をとって体や心のはたらき、社会的つながりが弱くなった状態を指します。そのまま放置すると、要介護状態になる可能性があります。

早めに気づいて、適切な予防に取り組みましょう。

そうすれば、フレイルの進行を防ぎ、健康に戻ることができます。



フレイル予防

フレイル予防は日々の習慣と結びついています。

日々の習慣を見直し、
今できることから始めてみましょう。

食べる・お口のケア



食事について

- ★ 食事の基本は1日3食。
 - ★ できるだけ多様な食品をとり、栄養バランスを整える。
 - ★ 筋肉の材料になる「たんぱく質(肉、魚、大豆製品など)」を十分にとる。
 - ★ 筋肉を増やして骨を強くする働きがあるビタミンD(魚介類、卵、きのこ類など)を、たんぱく質と一緒にとる。
- ◎ カロリーや栄養のとり方に工夫を！



お口の健康

- ★ お口の中の汚れや歯周病菌などを除くため、歯磨きをする。
- ★ 「噛む力」「飲み込む力」などの口腔機能を維持するために、はっきり大きな声で「あー」「んー」「パタカラ」と繰り返し発音するトレーニングをする。
- ★ お口の機能の衰えや病気の早期発見のため、定期的にチェックする(歯科健診など)。



体を動かす

運動(無理のない範囲で)

- ★ 有酸素運動(ウォーキングなど)。
 - ★ 筋トレ(スクワットの運動)。
- ◎ 両方が必要！
◎ テレビ体操、ラジオ体操などもおすすめ。



生活活動(日常生活の中で)

- ★ 掃除や買い物など、家事をする。
 - ★ 犬の散歩。
 - ★ 庭のお手入れ。
 - ★ 階段の昇降。
 - ★ テレビCM中に足踏みをする。
- ◎ 日常生活のなかで、こまめに体を動かすことが大切です！



人と交流する

地域社会へ

- ★ 地域のボランティアに参加する。
- ★ 趣味の文化・交流活動に参加する。
- ★ 町内会などの地域のイベントの手伝いをする。

家族や友人と

- ★ 友達とお出かけをする。
- ★ 会えないときは電話で話す。
- ★ はがきや手紙を書いたり、メールを活用する。

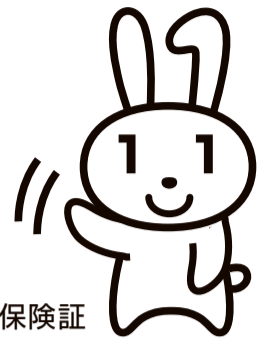




「マイナンバーカード」を 保険証としてぜひお使いください!

マイナンバーカードの保険証利用が導入されていない一部の医療機関・薬局では、引き続き保険証の提示が必要です。

**医療機関や薬局の受付で、
マイナンバーカードを保険証として利用することができます。**



Q どんないいことがあるの?

A1 データに基づく最適な医療が受けられる!

過去に処方されたお薬や特定健診などの情報が医師・薬剤師に共有され※、データに基づく最適な医療が受けられるようになります。

※マイナンバーカードを保険証として利用し、医師等と過去の情報を共有した場合には、保険証で受診した場合と比べて、初診時等の医療機関・薬局での窓口負担が低くなります。

A2 保険証としてずっと使える!

引越しをしても、マイナンバーカードを保険証としてずっと使うことができます。

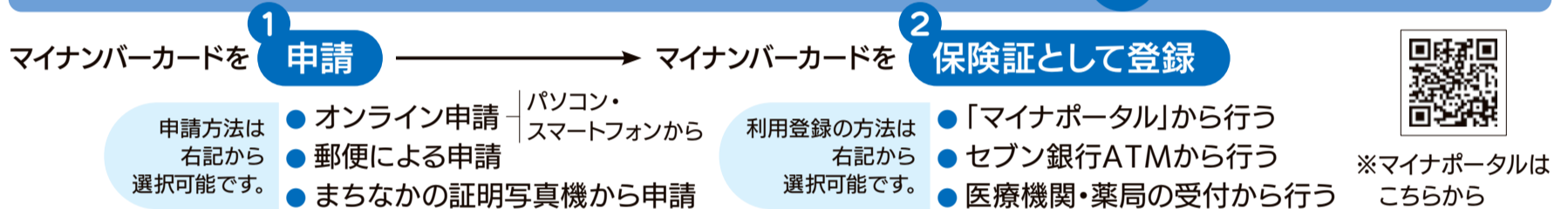
※医療保険者が変わる場合は、加入の届け出が引き続き必要です。

A3 手続きなしで 限度額を超える一時的な支払いが不要に!

限度額適用認定証などがなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

※自治体独自の医療費助成等については、書類の持参が必要です。

マイナンバーカードを保険証として利用するためには、以下の2つをご準備ください。



医療機関や薬局でどうやって保険証として利用するの?



- 1 医療機関や薬局の受付で、マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置いてください。
(※顔写真は機器に保存されません。)
- 2 マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により、医療保険の資格をオンラインで確認します。

マイナンバーカードは
こちらのステッカーやポスターを貼っている
医療機関・薬局でご利用可能です!



ステッカー

ポスター



※厚生労働省ホームページはこちらから

厚生労働省のホームページでもご利用可能な医療機関・薬局を公開しております。

2024 (令和6)年12月2日以降は、保険証とマイナンバーカードが一体化されます。

マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない場合は?

- 2024 (令和6) 年12月2日以降、健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカードを持っていない方などは、ご本人の被保険者資格の情報などを記載した「資格確認書」が無償交付されます。
※交付の方法につきましては、決まり次第、広報紙「東京いきいき通信」やホームページ等でお知らせします。
- 「資格確認書」を医療機関等の窓口で提示することで、引き続き、一定の窓口負担で医療を受けることができます。

保険証はいつまで使えますか?

- 2024 (令和6) 年12月2日以降、新規の保険証は発行せず、2024 (令和6) 年12月1日時点でお手元にある有効な保険証の有効期限まで使用することができます。
※2024 (令和6) 年12月2日から最長1年間使用することができます。
- 2024 (令和6) 年8月1日以降使用するための保険証については、令和6年7月頃にすべての被保険者の方にお届けする予定です。

お問合せ先

マイナンバー
総合フリーダイヤル

0120-95-0178

平日 9:30~20:00
土日祝 9:30~17:30

マイナンバーカード総合サイト
(J-LIS)はこちらから





令和6・7年度の 保険料率が決定しました

保険料率は、法令に基づき今後2年間の被保険者数および医療給付費（医療費から自己負担分を除いた額）の推計等をもとに算定しています。今回、令和6・7年度の保険料率を算定し、決定しましたので、お知らせします。

令和6年度保険料に関する通知は、令和6年7月頃、お住まいの市区町村から発送します。

■ 令和6・7年度の 保険料額の 決め方

被保険者全員が
均等に負担します。

被保険者それぞれの
前年の所得に応じて
負担します。

賦課限度額が
引き上げとなります。

令和6・7年度

均等割額

被保険者1人当たり
47,300円

+

所得割額

賦課のもととなる所得金額^{※1}
×**9.67%**^{※2}

=

保険料額〈年額〉

(100円未満は切り捨て)
賦課限度額は80万円です。^{※3}

令和4・5年度

均等割額
46,400円

所得割率
9.49%

賦課限度額
66万円

※1 「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額および山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額（合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円）を控除した額です（雑損失の繰越控除額は控除しません）。

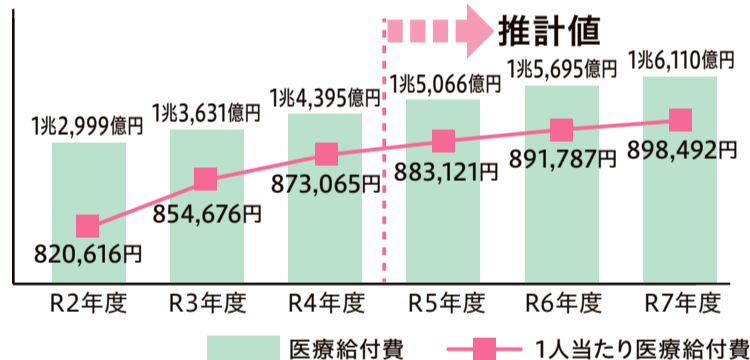
※2 令和6年度の所得割率は、激変緩和措置により賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方は8.78%、58万円を超える方は9.67%となります。なお、令和7年度は全ての被保険者の方の所得割率が9.67%となります。

※3 次の方は令和6年度に限り、激変緩和措置により、賦課限度額が73万円になります。①昭和24年3月31日以前に生まれた方 ②障害の認定を受け、被保険者の資格を有している方（障害の認定を受けていた方が、令和6年4月1日以降に75歳になった後に、障害の認定を受けた後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなった場合を除く。）

改定の背景

皆さんにご負担いただく保険料は、医療費の自己負担分（1割～3割）を除いた医療給付費の約1割分となっています。残りの約5割は公費（国・都・市区町村）で、約4割は現役世代からの支援金で負担しています。右表のとおり、医療給付費等の増加が見込まれるため、保険料率等を改定しました。保険制度の安定的な運営のため、ご理解ください。

※3割負担の場合の公費負担はありません。



医療保険制度改革の影響

令和5年5月19日に公布された「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」等により、後期高齢者医療制度の保険料率の算定方法について、以下のとおり制度改革が行われました。また、制度改革と併せて、激変緩和措置を実施します。

● 出産育児一時金の支給額の増額に伴う後期高齢者医療制度からの支援金の導入

● 後期高齢者の医療給付費を後期高齢者と現役世代で公平に支え合うため、後期高齢者負担率について設定方法の見直し（現役世代の一人当たりの支援金と伸び率が同じになるよう後期高齢者の負担率の引き上げ）

● 賦課限度額の引き上げ（限度額66万円から80万円に引き上げ）

激変緩和措置内容

● 出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金（総額の7%）を、令和6・7年度は2分の1とします。その結果、一人当たりの保険料の増加は平均600円程度となります。

● 均等割額は、令和6・7年度に限り、医療保険制度改革による負担増が生じないようにします。所得割額は、令和5年中の賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方は、令和6年度に限り、制度改革による負担が増加ないようにします。
※ただし、医療給付費の増加による影響は除きます。

● 賦課限度額の引き上げについては、原則として令和5年度までに被保険者の資格があった方は、令和6年度に限り、賦課限度額が73万円になります。（障害の認定を受けていた方が、令和6年4月1日以降に75歳になった後に、障害の認定を受けた後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなった場合を除く。）

都広域連合独自の保険料軽減対策（令和6・7年度分）

保険料の増加抑制のために都広域連合では独自の対策を実施しています。

①市区町村の負担による対策（約214億円）

本来保険料で賄うべき右表の①について、都広域連合を構成している62市区町村が引き続き負担することにより、保険料の増加を抑制します。

②所得が低い方への軽減対策（約5億円）

所得の低い方の所得割額についても、市区町村の負担により、都広域連合独自の軽減を実施します。

	市区町村が負担する項目	負担額
①	審査支払手数料	約76億円
	葬祭費	約93億円
	保険料未収金補填	約45億円
②	所得が低い方への保険料軽減対策	約5億円

保険料の納め方 保険料の納め方は「特別徴収」と「普通徴収」の2通りです。

特別徴収 | 公的年金*からの引き落とし

- 対象
- ①②の条件を満たす方が対象です。
※介護保険料が引かれている年金
 - ①公的年金の受給額が年額18万円以上
 - ②後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が、1回当たりに受け取る公的年金額の2分の1以下

普通徴収 | 納付書または口座振替による納付

- 対象
- 特別徴収の対象とならない方 など
 - なお、年度の途中で新たに後期高齢者医療制度の対象となった方や、他の市区町村から転入した方は、一定期間、普通徴収となります。

普通徴収の方には納付忘れの心配がなくおすすめです！



便利な
口座振替をご利用いただけます

- 被保険者本人の口座だけでなく、世帯主、配偶者などの口座も指定することができます。
- 国民健康保険料(税)の口座振替は引き継がれません。新たに口座振替の手続きが必要です。詳しくは、お住まいの市区町村の担当窓口へお問合せください。

保険料の軽減

均等割額の軽減

同じ世帯の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」に応じて、一定の割合で軽減します。

被保険者ではない

世帯主の所得 + 被保険者全員の所得 = 総所得金額等を合計した額

表① 均等割額軽減基準表

総所得金額等を合計した額が下記に該当する世帯	軽減割合
43万円 + (公的年金または給与所得者の合計数 - 1) × 10万円 以下	7割
43万円 + (公的年金または給与所得者の合計数 - 1) × 10万円 + 29.5万円 × (被保険者数) 以下	5割
43万円 + (公的年金または給与所得者の合計数 - 1) × 10万円 + 54.5万円 × (被保険者数) 以下	2割

※65歳以上（令和6年1月1日時点）の方の公的年金所得については、その所得からさらに15万円（高齢者特別控除額）を差し引いた額で判定します。

※軽減判定は、当該年度の4月1日（年度途中で東京都で資格取得した方は資格取得時）における世帯状況により行います。

※公的年金または給与所得者の合計数とは、同じ世帯にいる「公的年金等収入が65歳未満の方は60万円、65歳以上の方は125万円を超える」または「給与収入が55万円を超える」被保険者および世帯主の合計人数です。合計人数が2人以上いる場合に適用します。

所得割額の軽減

- 被保険者本人の「**賦課のもととなる所得金額**※（P.4参照）」に応じて、一定の割合で軽減します。

表② 所得割額軽減基準表

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	50%
20万円以下	25%

被扶養者だった方の軽減

- 後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで、会社などの健康保険の被扶養者だった方が対象です。国保・国保組合は対象外となります。
- 低所得による均等割額の軽減（表①）に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

均等割額	5割軽減（加入から2年を経過する月まで）
所得割額	負担なし

保険料の減免

次のようなときで保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料が減免となる場合があります。お早めにお住まいの市区町村の担当窓口にご相談ください。

- 災害により大きな損害を受けたとき
- 事業の休廃止、失業、長期入院等で収入が著しく減少したときなど



医療費が高額になったとき、高額療養費制度※があります

※1か月ごとの自己負担額の合計額が一定額を超えた場合に、その超えた金額が支給(払い戻し)されます。所得額等の条件によって、上限額は異なります。

支給を受けるには

1

対象の方に診療月から最短で4か月後に申請書がご自宅に届きます。

事前申込不要



2

申請書を同封の返信用封筒で、お住まいの市区町村の担当窓口宛てに返送してください(直接持参も可)。

本人確認の書類などが必要です。

詳細は、お住まいの市区町村の担当窓口まで。

例 広域太郎さんの場合

単身世帯

負担割合 1割

所得区分 一般I

外来の限度額 18,000円

4月の病院での自己負担額

A病院 外来 自己負担額 6,000円

B病院 外来 自己負担額 16,000円

どれくらい支給されますか?

計算の仕方

1

自己負担額の合計を計算します。

A病院 外来 6,000円 + B病院 外来 16,000円 = 合計自己負担額 22,000円

2

払い戻される金額を計算します。

合計自己負担額 22,000円 - 限度額 18,000円 = 4,000円

太郎さんの場合 4,000円が支給されます!



1か月の自己負担限度額

負担割合	所得区分		外来+入院 (世帯ごと)	
			外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
3割	現役並み所得Ⅲ 課税所得 690万円以上		252,600円 + (10割分の医療費 - 842,000円) × 1% 《多数回 140,100円※2》	
	現役並み所得Ⅱ 課税所得 380万円以上		167,400円 + (10割分の医療費 - 558,000円) × 1% 《多数回 93,000円※2》	
	現役並み所得Ⅰ 課税所得 145万円以上		80,100円 + (10割分の医療費 - 267,000円) × 1% 《多数回 44,400円※2》	
2割	一般Ⅱ		6,000円 + (10割分の医療費 - 30,000円) × 10% または 18,000円のいずれか低い方を適用 (年間上限 144,000円)	57,600円 《多数回 44,400円※2》
1割	一般Ⅰ		18,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 《多数回 44,400円※2》
	住民税 非課税等※1	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
区分Ⅰ			15,000円	

※1 区分Ⅱ…世帯全員が住民税非課税である方のうち、区分Ⅰに該当しない方。
区分Ⅰ…①住民税非課税世帯であり、世帯全員の所得が0円の方(公的年金収入は80万円を控除、給与収入は給与所得控除後さらに10万円を控除し計算)、または②住民税非課税世帯であり、老齢福祉年金を受給している方。

※2 診療月を含めた直近12か月間に、高額療養費の支給が3回あった場合の4回目以降から適用になる限度額(多数回該当)。ただし、「外来(個人ごと)の限度額」による支給は、多数回該当の回数に含みません。なお、現役並み所得の被保険者は、個人の外来のみで「外来+入院(世帯ごと)」の限度額に該当した場合も、多数回該当の回数に含みます。この多数回該当の回数には、それまで加入していた医療保険(他道府県の後期高齢者医療制度、国保、健康保険、共済)で該当していた回数は含みません。

ご確認を



自己負担割合が「2割」となる方への負担軽減（配慮措置）

令和4年10月1日から令和7年9月30日までの3年間、1割負担の場合と比べ、外来医療の自己負担増加額の上限を1か月（月の1日～末日）で最大3,000円までとします（医療機関窓口での自己負担額が3,000円になるわけではありません）。

配慮措置の適用がある場合、医療機関窓口での自己負担額は、「医療費の1割分」に「医療費の2割分と1割分の差額（上限額：月3,000円）」を加えた金額となります。

例：1か月の間に計3回、複数の医療機関を受診した場合

受診日	医療機関	医療費			配慮措置を適用した場合		
		10割分	2割分(a) 適用がない場合の 自己負担額	1割分(b)	差額 (a-b)	自己負担 増加額(c) 上限額:月3,000円	窓口での自己 負担額(b+c)
4/1	A病院	50,000円	10,000円	5,000円	5,000円	3,000円*1	8,000円
4/2	A病院	40,000円	8,000円	4,000円	4,000円	0円*2	4,000円
4/3	B病院	20,000円	4,000円	2,000円	2,000円	2,000円*3	4,000円
合計		110,000円	22,000円	11,000円	11,000円	5,000円	16,000円

- ※1 自己負担増加額は上限額までとなります。
- ※2 同一医療機関を2回以上受診した場合、1か月の自己負担増加額が上限額に達した段階で、それ以降の窓口での自己負担額は実質1割分のみとなります。
- ※3 複数の医療機関を受診した場合、窓口での上限額の適用は医療機関ごとのため、自己負担増加額の支払いが上限額を超えてしまう場合があります。上限額を超えて支払った金額は後日、高額療養費として支給（払い戻し）します。

窓口での自己負担額が22,000円から16,000円に減額され、自己負担増加額5,000円のうち、上限額を超えて支払った2,000円（表中※3）は後日、高額療養費として支給（払い戻し）されるので、実際の自己負担額は14,000円となります。

おしらせ



医療と介護を合わせた自己負担額が高額になったとき、高額介護合算療養費制度があります

高額介護合算療養費が支給される条件は？

1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）に支払った医療保険（後期高齢者医療制度）の自己負担額と介護保険の利用者負担額の、世帯での合算額が、下表の自己負担限度額を超えた場合、医療保険と介護保険のそれぞれの制度から超えた金額が支給されます。

1年間の世帯単位の自己負担限度額

負担割合	所得区分	基準額 (後期高齢者医療制度 +介護保険制度)	
3割	現役並み所得Ⅲ 課税所得：690万円以上	212万円	
	現役並み所得Ⅱ 課税所得：380万円以上	141万円	
	現役並み所得Ⅰ 課税所得：145万円以上	67万円	
2割	一般Ⅱ	56万円	
	一般Ⅰ	56万円	
1割	住民税 非課税等	区分Ⅱ	31万円
		区分Ⅰ	19万円

注意

- 1 医療保険（後期高齢者医療制度）の自己負担額と介護保険の利用者負担額のいずれかが、世帯で0円の場合は、対象となりません。
- 2 計算の結果、支給額が500円を超える場合のみ支給します。
- 3 手続きには、マイナンバーの記入が必要です。



令和4年度分

対象の方に「支給申請についてのお知らせ」を送ります

令和6年3月に、表中の自己負担限度額を超える見込みの方に令和4年度分（令和4年8月1日～令和5年7月31日）の「支給申請についてのお知らせ」を送ります。お手元に届きましたら、同封の申請書を記入し、必要書類とあわせて、市区町村の担当窓口にご提出ください。

令和3年度分

申請はお済みですか？

令和5年3月に、令和3年度分の「支給申請についてのお知らせ」を送りました。まだ申請されていない場合は、すみやかにご提出ください。



対象者 ● 令和3年8月から令和4年7月末の期間に表中の自己負担限度額を超えた方

注意

お知らせを受け取ってから2年を過ぎると申請ができなくなります。

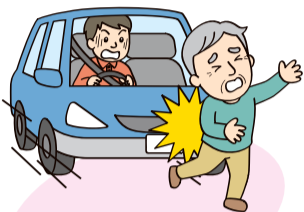
ポイント 事故でケガをしたら

原則は加害者(相手)が負担します



交通事故などのケガで医療機関などを受診された場合の医療費は、**加害者(相手)側が過失割合に応じて負担するのが原則**です。

事故によるケガの主な例



自動車等による事故で受けたケガ



暴力行為により受けたケガ



他人の飼っている動物にかまれて受けたケガ

保険証を使用して受診することも可能です。

受診の際は、医療機関に「事故による受診である」ことを申し出てください。

事故によるケガです

受診後は…

- お住まいの市区町村の担当窓口へ、連絡・届け出を行ってください。
- 広域連合が医療費(保険給付分)を一時的に立て替えて医療機関へ支払い、後で加害者(相手)側に請求します。

広域連合議会報告

会議録・議決結果
広域連合ウェブサイト
「東京いきいきネット」



広域連合議会は、東京都62市区町村の議会議員から選ばれた31名の議員で構成されています。主に条例の制定改廃、予算、決算などの議案について審議し、議決を行います。
なお、定例会、臨時会の会議録は、広域連合ウェブサイト「東京いきいきネット」をご覧ください。

1 令和5年に開催された議会の主な議案

第1回定例会 令和5年1月26日	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度当初予算 後期高齢者医療に関する条例の改正等 ▶低所得者に係る保険料均等割額軽減についての規定整備のための条例改正
第1回臨時会 令和5年7月27日	<ul style="list-style-type: none"> 副広域連合長(区の長、市の長、町および村の長)の選任の同意 監査委員(議員選出)の選任の同意等
第2回定例会 令和5年11月24日	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度決算の認定 令和5年度補正予算(第1号)等

2 令和6年1月に開催された議会の主な議案

第1回定例会 令和6年1月31日	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度補正予算(第2号) 令和6年度当初予算 令和6・7年度保険料率の改定等
---------------------	--

制度についてのお問合せは

「広域連合お問合せセンター」へ

ハロー コウイキ
☎0570-086-519 FAX 0570-086-075
IP電話の方は ☎03-3222-4496

※ 質問内容や要望等を正確に把握し、オペレーターの対応内容に過誤がないかを確認するなど、サービス品質の維持・向上のために通話内容を録音しています。

平日は、8時30分から17時まで受け付けています。(土曜日、日曜日、祝日および年末年始を除く)

保険料の支払い方法や個人情報を含むお問合せは

お住まいの市区町村の後期高齢者医療制度担当窓口へ

市区町村名	担当窓口	電話番号
あ 青ヶ島村	総務課	04996-9-0111
昭島市	保険年金課	042-544-5111 内線 2174~2176
あきる野市	保険年金課	042-558-1111 内線 2428・2429
足立区	高齢医療・年金課	03-3880-6041・03-3880-5874
荒川区	国保年金課	03-3802-4148
い 板橋区	後期高齢医療制度課	03-3579-2327
稲城市	保険年金課	042-378-2111 内線 147・148・149
え 江戸川区	医療保険課	03-5662-1415
お 青梅市	保険年金課	0428-22-1111 内線 2117・2118
大島町	住民課	04992-2-1462
大田区	国保年金課	03-5744-1608
小笠原村	村民課	04998-2-3113
奥多摩町	住民課	0428-83-2182
か 葛飾区	国保年金課	03-5654-8212・03-5654-8528
き 北区	国保年金課	03-3908-9069
清瀬市	保険年金課	042-492-5111 内線 1217・1218
く 国立市	保険年金課	042-576-2125
こ 神津島村	福祉課	04992-8-0011 内線 71
江東区	医療保険課	03-3647-3166
小金井市	保険年金課	042-387-9834
国分寺市	保険年金課	042-325-0111 内線 319
小平市	保険年金課	042-346-9538
狛江市	保険年金課	03-3430-1111 内線 2287・2288
し 品川区	国保医療年金課	03-5742-6736
渋谷区	国民健康保険課	03-3463-1897
新宿区	高齢者医療担当課	03-5273-4562
す 杉並区	国保年金課	03-5307-0651
墨田区	国保年金課	03-5608-1111 内線 3217・3242
せ 世田谷区	国保・年金課	03-5432-2390
た 台東区	国民健康保険課	03-5246-1254
立川市	保険年金課	042-523-2111 内線 1400・1402・1406

市区町村名	担当窓口	電話番号
た 多摩市	保険年金課	042-338-6807
ち 中央区	保険年金課	03-3546-5362
調布市	保険年金課	042-481-7148
千代田区	保険年金課	03-5211-4206
と 豊島区	高齢者医療年金課	03-3981-1332
利島村	住民課	04992-9-0013
な 中野区	後期高齢者医療係	03-3228-8944
に 新島村	民生課	04992-5-0243
西東京市	保険年金課	042-460-9823
ね 練馬区	国保年金課	03-5984-4587・03-5984-4588
は 八王子市	保険年金課	042-620-7364
八丈町	住民課	04996-2-1123
羽村市	市民課	042-555-1111 内線 137・138・140
ひ 東久留米市	保険年金課	042-470-7846
東村山市	保険年金課	042-393-5111 内線 3517
東大和市	保険年金課	042-563-2111 内線 1025~1028
日野市	保険年金課	042-514-8293
日の出町	町民課	042-588-4111
檜原村	村民課	042-598-1011
ふ 府中市	保険年金課	042-335-4033
福生市	保険年金課	042-551-1767
文京区	国保年金課	03-5803-1205
ま 町田市	保険年金課	042-724-2144
み 御蔵島村	総務課	04994-8-2121
瑞穂町	住民課	042-557-7578
三鷹市	保険課	0422-29-9219
港区	国保年金課	03-3578-2111 内線 2654~2659
三宅村	村民課	04994-5-0904
む 武蔵野市	保険年金課	0422-60-1913
武蔵村山市	保険年金課	042-565-1111 内線 135・136
め 目黒区	国保年金課	03-5722-9838

※上記連絡先は、後期高齢者医療制度の担当窓口です。各事業(健康診査等)の担当とは異なる場合がありますので、ご注意ください。

広域連合ウェブサイト
「東京いきいきネット」



いきいきネット 検索

URL <https://www.tokyo-ikiiki.net>
電子メール call@tokyo-kouikicenter.jp

「後期高齢者医療制度のしくみ」



東京都後期高齢者医療広域連合
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-5-1
東京区政会館15~17階